

(別表1)

事業継続力強化支援計画

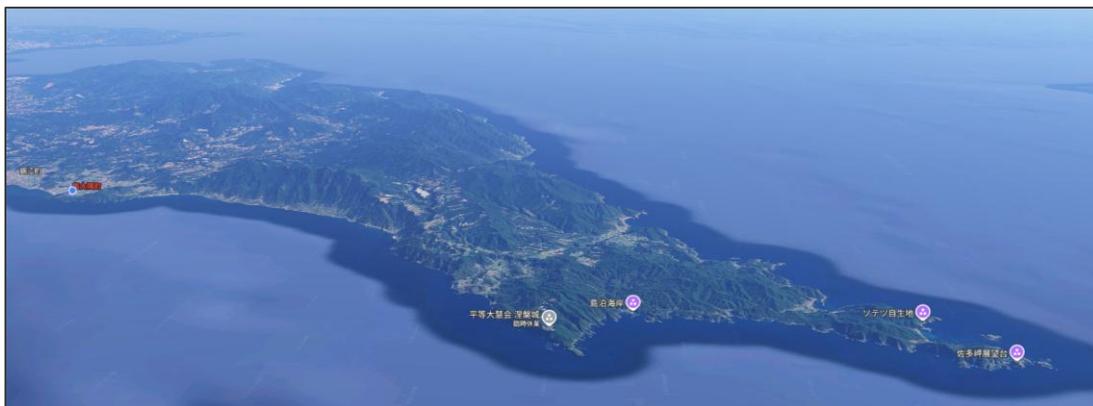
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

南大隅町商工会（以下「当会」という）の管轄区域である南大隅町（以下「当町」という）は、大隅半島の南端に位置し、三方を錦江湾・志布志湾に囲まれた細長い地形と、森林率 67.2%を占める肝属山地が海岸まで迫る急峻な地形を有している。最高海拔は 290.2m（根占辺田地区）で、近隣には風力発電等の設置もある。志布志湾を流れる大隅海峡は黒潮の影響が強く、高温多湿の気候条件を生み、亜熱帯性の植生を彩る。年間平均降水量は 2,637mm と全国平均比約 150%と多く、特に梅雨時期の集中豪雨と台風起因している。

交通状況について、陸路は海岸沿い国道 269 号線を生命線とし、山間部・峠の山道を経由して他地域とつながっている。総じて、台風・豪雨などで道路が寸断すると孤立する地理的構造にあり、有事の際は物資補給・燃料・通信復旧が遅れやすく、物流断絶型リスクが高い。つまり「風雨そのもの」よりも、「外部支援が入りにくい地理構造」こそ、BCP 上の一番のリスクとなり得る。



南大隅町上空画像（出典：Googlemap）

(洪水：ハザードマップ)

洪水ハザードマップによると、当町の中心値である根占川北・川南地区には、飲食・小売・生活関連サービス業が集中している。この地区を流れる「雄川」（幹川延長 20km の二級河川）が氾濫した場合、最大で 5.0～1.0m の浸水被害が想定されている。

(津波：ハザードマップ)

当町は海岸線に囲まれており、津波発生時はほぼ全ての海岸線にて 2.0m 未満の浸水想定がなされている。最大被害は、佐多馬籠・田尻・島泊地区であり、いずれも太平洋側に湾を有しており、5.0m 未満の被災想定となっている。

(土砂災害：ハザードマップ・県地域防災計画)

土壌の特徴として、町のほとんどが火山性堆積物（シラス台地）や崩れやすい火山灰土壌にて構成されている。鹿児島県の防災計画によると、急傾斜警戒地区 250 箇所・うち特別警戒 250 箇所、土石流警戒地区 231 箇所・うち特別警戒地区 178 箇所、地滑り警戒地区 0 箇所となっている。当町における道路・住宅地はその大半が山地に面している。海から湿った空気が山地にぶつかることで生じる線状降水帯が夏季は頻発し、それに起因した土砂災害リスクは顕著である。

(感染症)

当町では、観光や交流イベント、フェリー航路などを通じて県内外からの来訪者が一定数見込まれる地域である。このため、地域外からの人の移動を契機とした感染症の持ち込みや拡大のリスクが存在する。特に、地域医療資源に限られる中で感染症が発生した場合、医療体制への負荷や地域経済活動への影響が懸念される。

(2) 商工業者の状況

当町は「豊かな農産物と観光資源」を有し、観光関連産業や地域資源を生かした製造業が点在している。基幹産業は建設業と小売・サービス業。町のデータを参照すると町内産業別就業者数割合は、第1次産業 34.0%、第2次産業 13.28%、第3次産業 52.7%となっている。

商工業者等数 434人 (令和7年10月31日現在)

小規模事業者数 411人 (令和7年10月31日現在)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者 数	建設業	67	66	町内全域に点在し、山間部の立地が多い。土砂災害のリスクが懸念。
	製造業	51	49	流通経路上、主要道路付近に立地。洪水・津波等のリスクが懸念。
	卸・小売業	136	129	町内各集落の中心地にあり、山間部では土砂災害・沿岸部では浸水リスクがそれぞれ懸念。
	サービス業	146	143	町内全域に点在し、山間部では土砂災害・沿岸部では浸水リスクがそれぞれ懸念。
	その他	34	24	町内全域に点在し、山間部では土砂災害・沿岸部では浸水リスクがそれぞれ懸念。

(3) これまでの取組

①当町の取組

- ・ 防災計画、ハザードマップ、防災マップの策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄

②当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する各種施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーに関する情報提供
- ・ 保険会社と連携した、損害保険等加入促進
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 事務所における防災訓練の実施

## II 課題

地理的に孤立性の高い地域特性を有しており、台風や豪雨、地震などの自然災害に対して迅速な対応が求められる一方で、災害時における商工会から会員への情報伝達体制は十分に整備されていない。

特に、高齢事業者が多くデジタル通信手段の活用が進んでいないことから、緊急時の安否確認や支援要請の遅れが懸念される。

また、平時からの防災・事業継続への意識も十分に浸透しておらず、個社支援を通じた BCP（事業継続計画）策定や備蓄、代替供給ルート確保などの取組は限定的支援にとどまっている。商工会としても、支援体制の構築や職員の専門知識の蓄積が不十分な点があり、災害発生時に迅速かつ的確な支援を行う体制の充実が求められる。

## III 目標

- ・ 平時より地区内小規模事業者に対して BCP 策定支援を通じて、防災意識喚起を醸成する。
- ・ 発災時における円滑な情報共有を図る為、通信手段の多様化と既存ツールの充実を図る。
- ・ 発災後の早期復旧を目指し、組織内体制構築と関係機関との連携強化を押し進める。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 か年間）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

- ・ 当町の防災に関する方針との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に、混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・ 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

#### ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ BCP 支援の一環として、ハザードマップ・防災マップを用いて事業所又は営業所・工場などの事業実施箇所の把握と、被災想定地の照らし合わせをおこない、災害リスクについて平時より意識喚起を促す。
- ・ 商工会報誌や商工会 LINE を通じて、国や県がする施策の周知や損害保険等の情報発信を行う。
- ・ 小規模事業者に対して、事業者 BCP（即時に取組み可能な簡易的なものを含む）の策定により、実効性のある取組の推進や効果的な訓練等の情報発信等を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対するセミナー等を実施し、事業の早期復旧効果など平時からの理解を深める。

## ②商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は令和2年度に作成し、令和7年度に改訂。

## ③関係団体との連携

- ・鹿児島県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険株式会社に専門家派遣の依頼をし、会員事業所をはじめ、地区内商工業者を対象とした普及啓発セミナー及び発災時に有効な損害保険の情報提供を実施する。
- ・南大隅町や観光協会などへ普及啓発ポスターの掲示依頼やセミナー共催を実施する。

## ④フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・毎年度、南大隅町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員）・当町）を年1回開催し、状況確認や改善等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックしたうえで事業実施方針等に反映させるとともに、ホームページや会報へ掲載することで、地域の小規模事業者が閲覧可能な状態とする。

### 事業所BCP取組状況のフォローアップ目標件数

項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
フォローアップ 件数	6	9	12	12	12

## ⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（津波5.0m相当、土砂災害）を想定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一。そのことを踏まえ、下記手順にて地区内被害状況の把握と関係機関へ連絡を行う。

### ①応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否確認、安否報告を行う。  
（LINE等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況の概要（家屋被害や道路状況等）を当会及び当町で共有する）
- ・感染症拡大が生じた場合は、職員の体調確認を行うと共に、事務所の消毒、職員の手洗いうがい等を徹底して行う。

### ②応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・豪雨、台風時において、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨・土砂災害状況の場合は、出勤をせず、当会職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・当会職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・被害状況の概要を確認し、一日以内に情報共有する。

被害目安	状 態
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報は無い</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により当会と当町は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	新たな被害と二次被害が発生した時に共有する
2週間～1ヶ月後	新たな被害と二次被害が発生した時に共有する
1ヶ月以降	新たな被害と二次被害が発生した時に共有する

- ・当町で法律に基づいて設置された感染症対策本部の指示を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、鹿児島県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。
- ・感染症拡大の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会又は当町から鹿児島県へ報告する。

鹿児島県指定実態調査票

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て (メールアドレス: dantai@pref.kagoshima.lg.jp)

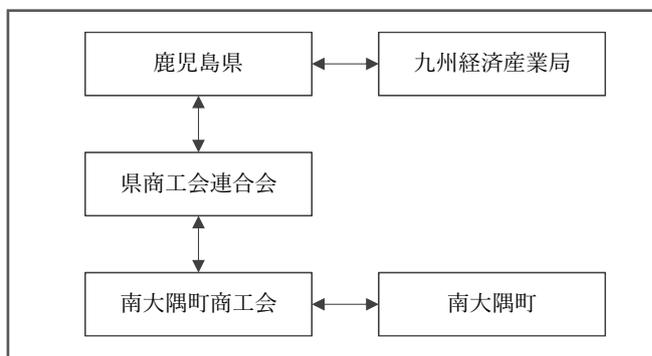
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者: \_\_\_\_\_  
 電話番号: \_\_\_\_\_ メールアドレス: \_\_\_\_\_

被害合計金額 0

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	(被害額内訳) 単位: 千円					被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる 内容があれば。
				被害額 ※事業の再建に 必要な額、 おおよそで可	土地 (堆積土砂排除 費・整地費) (事業用資産に限る)	建物 (事業用資産に限る)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									

- ・ 当会と当町が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法にて当会より県商工会連合会を通じて、鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合及び県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する）。設置箇所は、安全性が確認された場所とする。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町）について地区内小規模事業者等へ LINE 等を用いて周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける又はその恐れがある小規模事業者等を対象とした支援策や相談窓口等の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復旧・復興支援 >

- ・ 鹿児島県の方針に従い復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県等に相談する。
- ・ 連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。

※その他 上記に内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	80	80	80	80	80
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ 防災備品購入費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、南大隅町補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①東京海上日動火災保険株式会社鹿児島支店 鹿児島中央支社 支社長 黒木 聡 〒892-8567 鹿児島県鹿児島市加治屋町 12-6 鹿児島東京海上日動ビル 5階 TEL:099-225-2344 / FAX:099-5948-8893
②鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正 芳史 〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町 1 番 24 号 鹿児島県中小企業会館 3 階
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減する為の取組や対策について巡回・窓口指導を実施。 休場時の備えや損害保険、共済保険加入等の説明を行う。 ・事業継続の取組に関する専門家を招聘する。小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介。
②地区内の小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況を把握して保険金請求に該当するか速やかに照らし合わせ該当者の保険金請求手続きを支援する。
連携して事業を実施する者の役割
①休業補償、水害補償等の損害保険・共済の情報提供 ②事業継続の取組、BCP作成に関する専門家の紹介 ③災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き
連携体制図等